

網走市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成21年4月1日制定
平成26年4月1日一部改正
令和 2年1月1日一部改正
令和 4年4月1日一部改正
令和 8年6月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、認知症等により判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者等（以下「要支援者」という。）に対し、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用に伴う支援を行うことにより、要支援者の権利擁護と福祉の増進を図ることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 要支援者に対して市が行う支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う申立て（以下「市長申立て」という。）
 - (2) 審判の申立てに要する費用（以下「申立費用」という。）の助成
 - (3) 家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬の助成
- 2 前項第2号に規定する申立費用は、審判の申立てに要する申立手数料、登記手数料、郵便手数料、診断費用、鑑定費用とする。

(支援の対象者)

第3条 前条の支援を受けることができる者は、市内に住所を有する要支援者で、意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障があると認められる者（以下「対象者」という。）とする。

2 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者とする。

(市長申立ての判断基準)

第4条 市長は、市長申立てを行うに当たり、対象者に係る次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して、その必要性を判断するものとする。

- (1) 事理を弁識する能力
- (2) 生活状況及び健康状態
- (3) 親族の存在及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 福祉の増進を図るために必要な事情

(市長申立ての種類)

第5条 市長申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判（民法第13条第2項）
- (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (5) 補助人の同意権の付与の審判（民法第17条第1項）
- (6) 保佐人の代理権の付与の審判（民法第876条の4第1項）
- (7) 補助人の代理権の付与の審判（民法第876条の9第1項）

(市長申立ての要請)

第6条 次に掲げる者は、対象者が成年後見制度を必要とする状態にあると判断したときは、市長申立てを要請することができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に従事する職員及び同法第15条に規定する職員
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業に従事する職員及び同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

- (4) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設及び相談支援事業を行う事業所の職員
 - (6) 民生委員
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、対象者の日常生活のために有益な支援をしている者
- 2 市長は、前項の要請があったときは、対象者との面談等により、第4条の判断基準に基づき、市長申立てを行うものとする。

（市長申立費用の負担）

- 第7条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条の規定により準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、市長申立てに要する費用を負担するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により市が負担した費用に関し、対象者又はその関係者が負担すべきであると判断したときは、家事審判法第7条の規定により準用する非訟事件手続法第28条による家庭裁判所の命令を求める申立てを行うものとする。
- 3 市長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で、対象者又はその関係者に当該費用の全部又は一部を求償するものとする。

（申立費用及び後見人等に対する報酬の助成）

- 第8条 第2条第2号に規定する助成は、対象者本人又は配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族等」という。）が当該要支援者に係る申立てを行おうとする場合において、対象者本人及び当該親族等申立てを行おうとする者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該親族等申立てに要する費用（以下「親族等申立費用」という。）について助成することができるものとする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 申立費用又は後見人等に対する報酬を負担することにより、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者
 - (3) 申立費用又は後見人等に対する報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者
- 2 第2条第3号に規定する助成は、市長申立てにより後見人等の選任を受けた対象者本人が前項の各号のいずれかに該当するとき、又は親族等申立ての場合で対象者本人及び当該親族等申立てを行った者のいずれもが前項の各号のいずれかに該当するときは、後見人等に対する報酬について助成することができるものとする。

（助成対象期間）

- 第9条 助成対象期間は、家庭裁判所が後見人に付与した報酬（以下「家裁決定額」という。）に係る期間のうち被後見人等が本市に居住していた期間とする。
- 2 本市に居住する被後見人等が死亡した場合であって、後見人等に付与された家裁決定額に係る期間に当該被後見人等の死亡後の期間が含まれるときは、その期間を前項の助成対象期間に算入するものとする。

（助成金の額）

- 第10条 親族等申立費用に係る助成金の額は、当該親族等申立費用の範囲内において、市長が必要と認める額とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項に規定する概算払の方法により交付するものとする。
- 2 後見人等に対する報酬に係る助成金の額は、家裁決定額の範囲内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、後見人等に対する報酬に係る助成は、親族等申立ての場合にあっては、親族等以外の第三者が後見人等に選任されたときに限るものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、被後見人が死亡している場合は、被後見人の遺留財産（残余の遺留金をいう。）が、家裁決定額を超えない場合に、家裁決定額から被後見人の遺留財産を控除した額を助成する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、家庭裁判所が後見人に付与した報酬の期間に助成対象外の期間が含まれる場合は、前3項により算出した助成額を助成対象期間により按分して算出した額を助成する。

（助成金の交付申請）

第11条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、網走市成年後見制度利用支援事業助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前条第1項に規定する助成金の交付申請に係る関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 要支援者及び申立者の収入状況等が分かる書類
- (2) 要支援者及び申立者の支出状況等が分かる書類
- (3) 要支援者及び申立者の財産状況等が分かる書類
- (4) 申立費用等の概算額が分かる書類

3 前条第2項に規定する助成金の交付申請に係る関係書類は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 後見人等の報酬額が分かる書類
- (2) 後見人等の開始日及び選任者が分かる書類

（助成金の交付決定）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定し、網走市成年後見制度利用支援事業助成承認（不承認）通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する親族等申立費用に係る助成金の承認を受けた申請者は、当該親族等申立てに係る審判を受けた日から30日以内に、親族等申立実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（変更の届出等）

第13条 前条第1項の規定による後見人等に対する報酬の助成金の交付決定を受けた、後見人等の選任を受けた対象者（以下「被後見人等」という。）又はその後見人等は、次に掲げる事項に該当するときは、市長に届けなければならない。

- (1) 被後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 被後見人等が施設に入所し、又は施設から退所したとき。
- (3) 被後見人等の資産状況等に変化があったとき。
- (4) 後見人等に辞任、解任等の異動があったとき。
- (5) 後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (6) 後見人等に対する報酬の額についての審判があったとき。

（成年後見等終了の届出）

第14条 被後見人等の成年後見等が終了したときは、当該被後見人等又はその後見人等であった者は、市長に届けなければならない。

（助成金の返還）

第15条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から適用する。